

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人静岡精華学園
②設置大学名称	静岡福祉大学
③担当部署	事務部企画戦略課
④問合せ先	054-631-5200 kikaku@suw.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 11 日
⑥点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 24 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://suw.ac.jp/about/release/governance/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとするステークホルダーに対して明示しています。 (掲載先 URL) https://suw.ac.jp/about/outline/introduction/
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化のために内部質保証に関する方針を定め、機関レベル、教育課程レベル及び科目レベルの３段階で学修成果を評価するアセスメントプランを作成しています。 (掲載先 URL) https://suw.ac.jp/about/release/appraisal/
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「静岡福祉大学職員組織規程」において学長の責務及び学長の補佐体制が、「静岡福祉大学教授会規程」において教授会の位置付け及び役割は明確になっています。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	本学では、「運営協議会」及び教授会において、オブザーバーとして職員も出席し、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に努めています。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SD 委員会を中心に計画的な FD・SD 研修会を、年次計画に基づき 2023 年度は計 8 回実施しました。 ただし、研修ごとの成果目標の設定が無かったため、令和 6 年度より、目標設定を念頭に置くこととしています。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「静岡精華学園みらい躍進計画（令和 3～7 年度）」を定めています。 ただし、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法は明確になっておらず、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込むための方策を検討します。
実施項目 1－2②	説明

計画実現のための進捗管理	「静岡精華学園みらい躍進計画（令和3～7年度）」の進捗管理は「改善委員会」が担っており、進捗管理体制は確立できています。 ただし、進捗結果を内外に公表しておらず、計画の修正も行っておりません。令和8年度以降の中期計画より、進捗結果の公表及び計画の修正を行ってまいります。
--------------	---

原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成は「実施項目1-1②」のとおり行っており、多様な人材を確保するために「社会人特別選抜」、「外国人特別選抜」及び「編入学試験」を実施しています。また、令和6年度は延べ35講座にも及ぶ公開講座を実施し、社会の要請に応じた学びの機会を提供しています。 （掲載先 URL） https://suw.ac.jp/exam/about/list/ https://suw.ac.jp/cooperation/course/
実施項目2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	地方自治体・各種団体・機関等と包括連携協定を締結し、地域課題に対応する「知の拠点」として、大学の役割を果たすよう努めています。 （掲載先 URL） https://suw.ac.jp/cooperation/region/agreement/ https://suw.ac.jp/cooperation/region/performance/

原則2-2 多様性への対応

実施項目2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	障がい、多様な背景を持つ学生等の受け入れに関して、ホームページや学生便覧において広く周知しており、体制の整備・充実に努めています。 （掲載先 URL） https://suw.ac.jp/campuslife/for-student/support/
実施項目2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事・監事・評議員の合計30名中、女性は12名となっており、女性割合は40%となっています。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事会運営規程を制定し、理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営規程を制定し、運営の透明性確保及び評議員会との協働体制の確立に努めています。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	私学法改正に関する資料を送付したり、大学で開かれた講演会を案内したりするなど、情報提供に努めています。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事会運営規程を制定し、監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程を改正し、監事、会計監査人及び内部監査室との連携について規定しております。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	私学法改正に関する資料を送付したり、大学で開かれた講演会を案内したりするなど、情報提供に努めています。 研修機会については、外部研修を含めて監事が受講できるようセミナー申込や連絡調整を実施しております。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員会運営規程を制定し、評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保に努めています。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との	評議員会運営規程を制定し、運営の透明性確保及び理事会との協働体制の確立に努めています。

協働体制の確立	
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員への情報提供・研修機会の充実については、十分とは言えない状況ですので、充実策を検討しています。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	大学では「静岡福祉大学危機管理委員会」や「静岡福祉大学防火防災対策委員会」を設置しており、本法人では「個人情報漏洩保険」、「役員賠償責任保険」及び「学校教育活動賠償責任保険」に加入しています。また、BCP（事業継続計画）の作成も進めています。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	大学では公的研究費等の運営・管理及び不正防止に関すること及びハラスメント防止・対策について、ホームページにて広く周知しています。 また、本法人では「学校法人静岡精華学園倫理・コンプライアンス規程」及び「学校法人静岡精華学園公益通報等に関する規程」を定め、組織的な取組み・整備をしています。 (掲載先 URL) https://suw.ac.jp/about/release/governance/

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報を公開する対象者、方法等を明らかにした「学校法人静岡精華学園情報公開規程」を策定し、情報公開を推進しています。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	事業報告書に財務の経年比較を加えるなど、幅広いステークホルダーの理解促進に努めています。

Ⅱ-Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明